

低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定方法について（業務委託）

令和8年（2026年）4月1日改正

令和6年の担い手3法改正を踏まえ、建設業従事者の処遇改善、担い手の確保の取組をさらに促進させるため、また、入札制度のさらなる透明性を確保するため、滋賀県が発注する業務委託における、低入札価格調査基準価格および最低制限価格を設定する場合の算定方法を以下のとおりとします。

(1)低入札価格調査基準価格

全業務において、以下の国土交通省低入札価格調査基準算定式に基づき算定します。

(2)最低制限価格

全業務において、以下の国土交通省低入札価格調査基準算定式に基づき算出した額の±0.5%の範囲において、秘匿性を確保するため、無作為に設定した係数を乗じて設定します。

[算定式]

ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について（令和4年3月9日付け総行第77号、国不入企第38号）